

いじめの重大事態に係る調査報告書

令和6年5月28日

石岡市いじめ問題対策委員会

はじめに

石岡市いじめ問題対策委員会（以下「本委員会」という）は、石岡市いじめ問題対策連絡協議会との連携のもと、「石岡市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）14条3項及び石岡市いじめ防止対策推進条例第19条1項の規定に基づき、石岡市教育委員会の附属機関として設置されたものである（令和2年4月1日施行）。

本委員会は、国の基本方針において、法第28条1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合は、その調査組織を兼ねるものとされている。

法律、心理、医療、福祉、教育等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成され、石岡市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問を受けて調査を行う。

本報告書は、XXXXXXXXXX小学校（以下「本件小学校」という）に通学をしていた児童（以下「A」という）の保護者からAがいじめ被害に遭ったとの申立てを受けて、本委員会において、申立ての原因となった事態がなぜ発生したのかを調査し、再発を防ぐ方策を検討した結果を報告するものである。

本委員会の活動概要は、以下のとおりである。

【実施年月日と内容】

令和5年9月11日	第1回会議	今後の方針協議及び聴取対象者の選定
令和5年9月22日	第2回会議	A保護者面談
令和5年9月25日	第3回会議	聴取内容の共有と協議
令和5年10月5日	第4回会議	教職員面談聴取
令和5年10月6日	第5回会議	A及びA保護者面談聴取
令和5年10月23日	第6回会議	聴取内容の共有と協議
令和5年10月30日	第7回会議	教職員面談聴取
令和5年11月6日	第8回会議	教職員面談聴取
令和5年11月20日	第9回会議	A及びA保護者面談聴取
令和5年12月18日	第10回会議	聴取内容の共有と協議
令和5年12月28日	第11回会議	A及びA保護者面談聴取
令和6年1月29日	第12回会議	関係児童聴取
令和6年2月5日	第13回会議	聴取内容の共有と協議
令和6年3月18日	第14回会議	報告書の検討
令和6年4月8日	第15回会議	報告書の検討
令和6年4月23日	第16回会議	報告書の検討

－目 次－

第1章 調査の目的と方法等

1 経過概要	1
2 調査の目的	1
3 調査の方法等	
(1) 本件小学校が実施した調査資料等の精査	2
(2) 調査対象の選定	2
(3) 調査の方法	2
(4) 調査の際の配慮事項	3

第2章 本件の事実経過

1 令和2年4月から令和3年3月（第3学年）	4
2 令和3年4月から令和4年3月（第4学年）	5
3 令和4年4月から令和5年3月（第5学年）	5
4 令和5年4月から令和6年6月（第6学年）	6

第3章 本件いじめ行為と事実認定

1 いじめの定義	8
2 被害児童の訴え	9
(1) 3年次	9
(2) 4、5年次	10
(3) 6年次	10
3 本委員会の認定した事実	
(1) 3年次	
ア 認定した事実	10
イ いじめ該当性	11
(2) 4、5年次	13
ア 認定した事実	13
イ いじめ該当性	13
(3) 6年次	
ア 認定した事実	13
イ いじめ該当性	14
(4) 小括	14

第4章	いじめ行為と重大事態の因果関係	
1	Aの精神状態について	15
2	いじめ行為との因果関係について	15
第5章	学校と教育委員会の対応について	
1	いじめの未然防止、早期発見と対応について	17
(1)	教職員の実態	17
(2)	未然防止と早期発見	17
2	いじめの認知と学校の対応について(3年次～5年次)	17
(1)	児童の実態等(3年次)	17
ア	鉛筆や消しゴムを返してもらえなかったこと	17
イ	無視されたこと	18
ウ	係活動をさせられたこと	18
エ	殴られたこと	18
オ	首を絞められたこと	18
カ	上履きを隠されたこと	18
キ	慰謝料として10万円を請求されたこと	18
ク	メールでクラスメイトの悪口が送られてきたこと	19
(2)	児童の実態等(4年次、5年次)	19
ア	4学年のマラソン大会でちゃかされたこと	20
イ	顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと	20
3	いじめの認知と学校の対応について(6年次)	20
(1)	児童の実態等(6年次)	20
ア	宿泊学習の班決め	20
イ	顔を覗いてやっほーと言われたこと	20
(2)	本件いじめ発覚後の学校の対応	21
(3)	関係児童への指導	21
(4)	保護者への対応	22
(5)	教職員への指導	22
4	教育委員会の対応について	24
第6章	いじめ再発防止に向けた提言	
1	学校への提言	26
(1)	いじめ防止に向けた組織体制の見直し	26
ア	資料の保管	26
イ	情報の共有と組織的対応の重要性	26

ウ 若手教員の支援体制の充実	27
エ 記録の取り方の研修	28
(2) いじめ防止対策に関する共通理解の必要性	28
2 教育委員会への提言	29
(1) 資料の保管についての取り決め	29
(2) 特定事案に関する相談の取扱いについて	29
(3) 継続した支援体制の確立	30

第1章 調査の目的と方法等

1 経過概要

令和5年5月24日、本件小学校の6年生女子児童Aの保護者から、学校外部の相談窓口に対し、Aが3年生のときに同級生からいじめられていたこと、その後もいじめが解消されないまま進級し、現在教室で孤立している様子が見られること、自殺企図の心配もある旨（以下「本件」という）の相談がなされた。本件小学校では、上記相談の情報提供を受けて、Aの両親との面談を行い、全児童対象の「学校生活アンケート」を行う等した。しかし、Aの孤立感は解消されず、宿泊学習参加への不安をきっかけとして心身に不調を来し、令和5年6月16日から登校できない状態となった。

令和5年8月7日、本件小学校より、石岡市教育委員会宛に「いじめの重大事態発生報告書」が提出され、同年9月11日付同教育委員会の諮問を受けて、本委員会が、本件について、調査及び審議を行うこととなった。

2 調査の目的

法第28条1項は、いじめに関する一定の事態を重大事態と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定している。

*参考 いじめ防止対策推進法

第28条（いじめの重大事態の定義）

第1項1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）。

第1項2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）。

本委員会の所掌事務は、「いじめの事案に関する調査、重大事態に関する調査、いじめの防止等の対策について必要と認める事項」である（石岡市いじめ防止対策推進条例第19条2項）。具体的には、いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いも含む）に、教育委員会の諮問を受けて、速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるための調査を行うものである。

以下、第1章では、本件に関する学校調査資料等を精査し、いじめとして検討すべき対象案件と調査方法を特定する。第2章では、本件の客観的な事実経過をとりまとめ、第3章では、Aと関係者に対して行った聴取等の結果を踏まえていじめに関する事実認定を行う。第4章では、上記事実経過を踏まえていじめ行為と重大事態との因果関係に

ついて検討する。第5章では、学校と教育委員会の対応に関する問題点を検証し、第6章では、これらを踏まえて、いじめの再発防止に向けて、審議した結果を提言する。

3 調査の方法等

(1) 本件小学校が実施した調査資料等の精査

本委員会では、令和5年9月11日の本件に関する第1回委員会において、本件小学校より、以下のとおり学校が本件を認知した後に行った調査の報告を受け、内容を確認検討した。

- ア 令和5年5月25日 学校生活アンケート（全児童対象）
- イ 令和5年6月28日 宿泊学習アンケート（6年生対象）
- ウ 令和5年7月6日 関係児童聴取（同級生）
- エ 令和5年7月14日 関係児童聴取（同級生）
- オ 令和5年7月19日 関係児童聴取（同級生）
- カ 令和5年7月26日 関係児童聴取（同級生）

(2) 調査対象の選定

本件小学校より提出された各資料や上記調査経緯の報告をもとに、重大事態につながったと考えられる事実を確認するため、主に以下の項目に関する調査を行うこととした。

- ①3年次から6年次までの教職員のかかわりに関する調査、②3年次以降の友人関係に関する調査

(3) 調査の方法

調査の方法としては、資料の精査を行うとともに、学校関係者については、3年次以降Aと関わりがあると思料される全教職員を聴取対象にすることとした。また、関係児童の調査については、既に本件小学校による聴取が多数回実施されていたことなどから、聴取内容を慎重に判断してから実施することとした。

具体的には、Aの心身の状態に配慮しつつ、A及びAの保護者からの聴取を先行して実施し、関係児童の聴取範囲や聴取事項等に関するAの意向や希望を確認した上で、関係児童より直接面談聴取を行うこととした。

本委員会が実施した調査は以下のとおりである。

- ア 令和5年10月5日 教職員面談聴取
- イ 令和5年10月6日 A及びA保護者面談聴取
- ウ 令和5年10月30日 教職員面談聴取
- エ 令和5年11月6日 教職員面談聴取

- オ 令和5年11月20日 A及びA保護者面談聴取
- カ 令和5年12月28日 A及びA保護者面談聴取
- キ 令和6年1月29日 関係児童聴取（同級生）

*関係児童1名については、同人の協力が得られず聴取はできなかった。

(4) 調査の際の配慮事項

Aらの心情に寄り添い、調査に対する意向を可能な限りくみ取りながら調査する。
中立公正な立場であることを意識し、いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。

学校運営上の問題等についても、事実をしっかり向き合う姿勢で調査する。

A及び関係児童の聴取に際し、特に3年次の出来事については時間が経過していることから、記憶の変容に注意するとともに多数回の聴取実施による精神的な負担等を考慮する。

第2章 本件の事実経過

1 令和2年4月から令和3年3月（第3学年）

平成30年4月、Aは、本件小学校に入学し、令和2年4月に3学年に進級し（3年■■■■）、男性教諭が担任になった。

Aによると、3年次、以下の各出来事があった。

令和2年4月ころから、Bに鉛筆や消しゴムを貸してくれと言われて貸しても返してくれないことや、「あそこにあるから自分でとりに行け」と言われることがあった。このことについて、7月10日にAはAの母親に相談して連絡帳で担任に訴えた。しかし、担任は連絡帳に「今後、よく見ておこうと思います」と記すのみだった。

同年5月、Aは同じ学級のB・C・D・Eから無視されるなどしたが、我慢していた。

同年9月に実施される運動会に向けて練習が続いていたが、Aは、9月上旬ころから腹痛・脱水症状等の体調不良を訴えていた。

同年9月、Aは、B・C・D・Eから無理やり係活動をやるように言われ、「やらされている」という思いだった。

同年9月15日、AがAの母親に、CからBとDを無視するように言われたと話した。Aの母親が担任に連絡帳で訴えたが、「注視したいと思います」と返答するのみだった。

同年9月に実施された運動会での係活動の際、AはCからこぶしで殴られた。

同年9月中旬、Aが、Bの鍵盤ハーモニカのケースに接触し、Bの指をふたに挟んでしまい、その際Bが、Aに対し、「怪我したから10万円よこせ」と言ったことがあった。この件では、学年主任と担任が、AとBに指導し、互いに謝罪し合った。担任によると、その後AとBの保護者へ電話で連絡し、Aの保護者には、「子供がしたことですから・・・」等と説明した。

同年10月に、AはBから首を絞められた。

遠足の班を決める時、Aは、BとDに腕をひっぱられ、B・C・D・Eと同じグループになった。

さらに、同年11月中旬、昼休みが終わったときに、Aの上履きがなくなっていたことがあった。担任によると、Aからの上履きがないという訴えを受けて、担任が昇降口付近を捜していた。5分くらい捜していると、女子児童2人が一緒に捜してくれた。1人が「1階から2階の踊り場に落ちていた。」と言って上履きを持ってきた。※女子児童の名前は記憶にない。その後、担任が、学級の児童に対し、Aの上履きについての情報をたずねても反応がなかったので、担任の判断で、上履き紛失についてのアンケートを作って実施した。同日の5、6時間目に児童のアンケートをもとに学級全員に面談を実施した。Eが「Cが上履きを持っていた」と言うので、後日、担任は、Cと面談したが事実は確認できなかった。担任は、学年主任に事案を相談した後、Aの保護者に電話で「CがやったとEが教えてくれたが、Cは認めていない」と報告した。その後、上履き紛失の件については、特段の対応はな

されなかった。なお、Aによると、担任は上履きを探していないし、女子児童2人が一緒に探したという事実もなく、アンケートも実施されていない。

3年次3学期に、本件小学校が「学校生活アンケート」（定期的：全児童対象）を実施した。

担任によると、その後、担任がAの教育相談を実施したところ、Aが、「私が話しかけると4人（B・C・D・E）はどこかに行ってしまう」と訴えた。その後、担任は生徒指導主事と上記4人に対し、4人の行動がいじめにあたるとして指導を行った。4人がAに謝罪し、Aも「いいよ」と言った（なお、Aによると4人の謝罪は受けていないし、Aが「いいよ」と言った事実もない）。その際、4人はA以外の4人だけで話したいから移動したと理由を言っていた。担任によると、Aの保護者には担任から電話で報告をしたが、4人の保護者には連絡していない（なお、Aによると担任からの報告は受けていない）。また、この件について、担任から校長・教頭に報告した記録も確認できなかった。

Aは、令和3年2月15日から3日間頭痛が続いた。その後登校を渋るようになった。

このころ、コンピューター室で授業をしていたところ、CがAにメールで「Eってばかだよ」と送信してきた。Aが、担任に訴えたが、反応はなく、「電源を落として」と指示され、送られたメールも消えてしまった。

さらにこのころ、自宅でAが自分の胸に包丁を突き付け、「苦しくてつらい」と述べていた。

2 令和3年4月から令和4年3月（第4学年）

令和3年4月にAは、4学年に進級して、担任が女性教諭に変わった（4年■■■）。

Dとは同じ学級になったが、B・C・Eは4年■■■になり学級が分かれた。

同年4月の授業参観の頃、Aの雑巾がなくなったことがあったが、教室外から見つかった。担任は、担任が座る机付近に雑巾かけを置いたり、予備の雑巾を預かったりするなど再発防止に努めた。

Aによると、鬼ごっこをしていた際、B・C・D・Eなどを追いかけていた時に「バカ、死ね。」と言われたことがあった。

Aによると、4年次のマラソン大会で最後にCに抜かれて両親のところで泣いていたら、Cが来て「泣いているの。うける。」とちゃかしてきた。

3 令和4年4月から令和5年3月（第5学年）

令和4年4月にAは5学年に進級し（5年■■■）、4年次と同じ担任になった。

B・D・Fとは同じ学級になったが、C・Eは5年■■■になり学級が分かれていた。

Aによると、Cににらまれたり顔を覗き込まれたりすることがあった。

同年11月21日、石岡市教育委員会教育相談室にAの母親が相談の電話をかけた。主訴は、小学校3年生の頃からいじめがあったが、4年・5年生は学校にも慣れて学校へ行

けるようになってきた。しかし、6年生・中学校入学に向けて不安であるというものだった。相談員は、問題が起きたらすぐ報告をするようにAの母親へ伝え、教育委員会に内容を連絡した。記録によると、保護者の要望があったため本件小学校には内容を連絡していない。

4 令和5年4月から令和5年6月（第6学年）

令和5年4月、Aは6学年に進級し（6年■）、担任が変わって男性講師になった。

Aによると、担任が男性なので、話しづらく感じ、3年次の男性教諭を思い出した。また、クラス全体に自分を疎外するような嫌な空気、雰囲気を感じていた。

「友達の作り方がわからなくなった。話しづらいし、やりづらい。」とAの母親に話すことがあった。

Cは6年■で学級が分かれていたが、Aに対し、声をかけたり、顔を覗き込んで「やっほー」と言ったりしてくることがあった。

同年5月に実施された校外学習（東京方面）の班決めにおいて、Aは、Eから同じ班になろうと誘われるが断った。しかし、結果的には人数の関係でEと同じ班になった。

同年5月23日、Aの母親がカウンセリングを予約していたが、スクールカウンセラーの都合でキャンセルになった。

同年5月24日、Aの母親が、水戸いじめ体罰解消サポートセンターに電話相談を行った。

同日、県南教育事務所を経て石岡市教育委員会に対し水戸いじめ体罰解消サポートセンターの情報が提供された。さらに、石岡市教育委員会より本件小学校へ情報提供がなされ、教頭からAの保護者へ確認の電話連絡がなされた。

同年5月25日、本件小学校の教頭が、Aに知らせずに両親と面談して、事情を聴いた。そして、学校としては、全職員に周知して、学校全体としても見守りを強化すること、担任が週に1回Aの家庭へ電話連絡することを保護者に伝えた。

同日、「学校生活アンケート」（定期的：全児童対象）を実施し、6年生全員に教育相談を行った。

同年6月1日、Aの両親とAが来校し、校長、教頭と共に翌日の校外学習に向けての不安などを話し合った。

同年6月2日、Aは校外学習に参加することができ、お弁当の時間は楽しかった等と話した。

同日、Aの母親が、石岡市教育委員会にいじめ相談の電話をした。相談内容は、Aが、6年生になって、学校になじめていないこと。3年生の時のいじめ問題が解決しないと、気持ち安定しないこと。さらに、Aが、自宅で、包丁を持ち出して、「包丁で刺せば死ぬるのか」と発言したり、自室のAの自宅の机の中に「死にたい」と書いたSOSミニレターが入っていたりしたこと等であった。

同年6月14日、Aの学級で宿泊学習の班決めが行われた。学級は27人（女子は15人）

で、男女別々に話し合いで決めた。班は、ビンゴ・ゲーム班・カレー作り班・就寝班と3つの種類があった。カレー作り班がなかなか決まらなかった。

Aによると、2人組を作るときに、自分の相手は決まっていなかった。その時に、Eが、「私やるよ」と言い、周りから「ありがとう」という声もあったことから、Aはとても嬉しい気持ちになった。その後、Aは疲れて泣いてしまったが、誰も声をかけてくれなかった。様子を見ていた校長が、話を聴いてくれた。担任は、気づいていなかったように思う。

同日、3校時に校長が、教室に来て、泣いているAを校長室に連れて行き、苦手な児童と一緒にグループになってしまって不安になってしまったことを聞き取る。

その際、Aは、宿泊学習の引率の先生に3年次の担任がいるので、行きたくない、と話した。

同日、Aは、4校時に教頭と話をしたが、学級に戻ることに不安がっているため、校長室で校長と給食を食べる。落ち着きを見せ始めて、「宿泊学習に行けそう」と言って、5校時目から教室に戻る。

同年6月16日、Aの保護者から学校に、「Aが学校に行きたくないと泣いているので、欠席する。」と連絡があった。また、宿泊学習も不参加にする、自分がクラスのお荷物だと感じたという話があった。さらに、Aの父親から「3年生の時のいじめが解決されていないから何も進まないのではないか。」という話がなされた。

同年6月19日、Aの母親から学校へ欠席の連絡が入り、Aの両親が来校する。

本人の様子として、とても不安定で、夜もギャーと叫びながら泣くといった症状がある。食事はとれていて犬の散歩などはしているが、「学校」、「宿泊学習」「Cさん」という言葉を聞くと不安定な精神状態になるという話がされた。また、A側より3年次担任からの謝罪の要望があった。

同6月28日、6年生全体の児童を対象に、宿泊学習に向けてのアンケートを実施する。Gのアンケート用紙にAから、Bにいじめられていたと聞いた旨の記載があった。また、Eのアンケート用紙には、宿泊学習の班を決める時に、Aが泣いてしまった。自分の一言で泣いたのではないかと記されていた。

同年6月29日、Aの両親が来校し、Aが、3年次からのいじめ行為について書き留めていた内容をまとめて作成したメモ（以下「Aのメモ」という）が提出された。

同年7月6日、教頭と教務主任が、B・C・D・Eから聞き取りを行う。

同年7月14日、学年集会を開き、Aの名前を公表（A・保護者の了承のもと）して、児童にAの苦しみを伝え、友達との関係作りを指導し、校長の講話を実施した。

同日、教頭がCの聞き取りを実施する。

同年7月19日、教頭と3年次担任が、B、Dからの聞き取りを実施する。

同年7月26日、Eの聞き取りを実施する。

同年8月7日、本件小学校からいじめ重大事態発生報告書が石岡市教育委員会に提出された。

第3章 本件いじめ行為と事実認定

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条1項では、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。

また、文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改訂）には、いじめにあたるかどうかの判断について次のように述べられている。

ア いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

ウ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

オ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

カ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を

傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

キ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

上記いじめの定義を踏まえ、本件におけるAに対する一連の行為について、以下検討する。

2 被害児童の訴え

(1) 3年次

(ア) 鉛筆や消しゴムを返してもらえなかったこと

令和2年4月ころから、Bに鉛筆や消しゴムを貸してくれと言われて貸したが、返してもらえないことがあった。

(イ) 無視をされたこと

同年5月ころから、B・C・D・Eから無視されていた。

(ウ) 係活動をさせられたこと

同年9月ころ、B・C・D・Eから無理やり係活動をさせられていた。

(エ) 殴られたこと

同年9月の運動会で、Cからゲーで殴られた。

(オ) 首を絞められたこと

同年10月ころ、Bに首を絞められた。

(カ) 上履きを隠されたこと

同年11月中旬頃、上履きがなくなるということがあった。

(キ) 慰謝料として10万円を請求されたこと

Bの鍵盤ハーモニカのケースに接触してしまい、Bの指がふたに挟まってしまった際、Bから「怪我したから慰謝料として10万円よこせ」と言われた。

(ク) メールでクラスメイトの悪口が送られてきたこと

A は、令和3年2月、コンピューター室での授業中に、C から「E ってばかだよね」という内容のメールを送られた。担任に相談したが担任には「電源を落として」と言われただけで、何の対応もしてくれなかった。

(2) 4、5年次

(ア) 鬼ごっこの際に暴言をはかれたこと

4年次に鬼ごっこをしていた際、B・C・D・Eなどを追いかけていた時に「バカ、死ね。」と言われた。

(イ) マラソン大会でにやにやしながら見られたこと

4年次のマラソン大会で最後にCに抜かれて両親のところで泣いていたら、Cが来て「泣いているの。うける。」とちゃかしてきた。

(ウ) 顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと

5年次の後半頃、Cに顔をのぞきこまれたり、BやCににらまれたことがあった。

(3) 6年次

(ア) 班決めの際にEがクラスメイトの前で「私がやるよ」と発言したこと

宿泊学習の班決めの際、Aが2人組のグループをつくれずにいたところ、Eが、自分が組になるという趣旨で「私がやるよ」と発言した。この発言に対して、クラスの皆が「ありがとう、よろしく」と言っている状況があったため、自分がクラスの負担になっているという負い目を感じた。

(イ) 顔をのぞいてやっほーと言われたこと

Aが苦手な距離を置きたいと思っていたCに、顔をのぞきこまれ「やっほー」と言われた。嫌で距離を置きたいという態度をとっていた相手であるにも関わらず、あえて顔をのぞきこんであいさつをするのはいやがらせではないかと感じた。

3 本委員会の認定した事実

(1) 3年次

ア 認定した事実

A及び関係者への聴取、関係資料その他本件に関する一切の事情から、以下の事実が認められる。

(ア) 鉛筆や消しゴムを返してもらえなかったこと

Aのメモ、Aの母親作成のメモ、連絡帳及び令和5年7月19日のBへの聞き取りから、AがBに鉛筆や消しゴムを貸してくれと言われて貸したが、返してもらえないことがあった事実が認められる。

(イ) 無視をされたこと

A のメモ、A の母親作成のメモ、連絡帳、令和 5 年 7 月 6 日及び同月 14 日の B・C・D・E への聞き取り、令和 6 年 1 月 29 日の B・C・D への聞き取りから、同人らが A を一人にしたり、仲間外れをすることが複数回あったことが認められる。

(ウ) 係活動をさせられたこと

A のメモ、A の母親作成のメモ及び令和 5 年 7 月 14 日の C への聞き取りから、B・C・D・E が A に対して無理やり係活動をさせていた事実が認められる。

(エ) 殴られたこと

C は聞き取りの中で殴っていないと発言している。

しかし、A のメモに C に殴られたとの記載がある。A が自身のメモを記憶に基づいて記載しており、また積極的にこの点についてうそを記載する動機がなく、また、メモの他の記載について多数裏付けがされていることを考えると、A のメモは信用できる。

加えて、A の母親作成のメモにも C が A をグーで殴った旨の記載がある。A が第三者である母親に殴られたことを話していることが認められ、A のメモの記載の信用性を裏付けるものである。

したがって、運動会で、A が C から殴られたことが認められる。

(オ) 首を絞められたこと

B は令和 5 年 7 月 19 日の聞き取りで、A の首を絞めたことについては覚えていないと発言しているが、A のメモ及び A の母親作成のメモの記載から、B に首を絞められたことが認められる。

(カ) 上履きを隠されたこと

A のメモ、A の母親作成のメモ、令和 5 年 10 月 30 日の A の 3 年次担当教員からの聞き取り及び、令和 5 年 7 月 6 日、同月 14 日の C への聞き取りから、A が上履きを盗まれたこと及び C が何らかの形で A が上履きを盗まれた件に関与していたことが認められる。

(キ) 慰謝料として 10 万円を請求されたこと

A のメモ、A の母親作成のメモ及び令和 5 年 7 月 6 日、同月 19 日、令和 6 年 1 月 29 日の B の聞き取り時の発言により、B が鍵盤ハーモニカのケースに指を挟まれたことについて、A に対して 10 万円を請求したことが認められる。

(ク) メールでクラスメイトの悪口が送られてきたこと

C は、令和 5 年 7 月 14 日の聞き取り時には、メールを送ったことを覚えていないと述べていたが、A のメモ、A の母親作成のメモ、3 年次の担任への聞き取り結果からは、令和 3 年 2 月、コンピューター室での授業中に、C が A に対し「E ってばかだよね」という内容のメールを送ったことが認められる。

イ いじめ該当性

前提として、B・C・D・EはAの同級生であり法2条1項の「一定の人的関係」にある。

(ア) 鉛筆や消しゴムを返してもらえなかったこと

Bの行為はAに物理的・心理的影響を与えるものであり、Aが精神的苦痛を感じるものであるから、いじめ行為に該当する。

(イ) 無視をされたこと

集団で無視や仲間外れをすることは、いじめの定義のなかでも具体的ないじめ行為として挙げられているものでもあり、Aに精神的苦痛を感じさせるものであるから、本件においても、当該行為はいじめ行為に該当する。

(ウ) 係活動をさせられたこと

無理やり何かをさせられる行為は、実際にやらされた行為そのものに問題はなくても、無理やりやらされるという点でやらされている側は精神的苦痛を感じるものであるから、当該行為はいじめに該当する。

(エ) 殴られたこと

殴るという行為は、物理的にAに直接的な影響を与える行為により、Aに対して心身に影響があるものであるから、当該行為はいじめに該当する。

(オ) 首を絞められたこと

首を絞めるという行為は、物理的にAに直接的な影響を与える行為であり、これによりAに心身に影響があるものであるから、当該行為はいじめに該当する。

(カ) 上履きを隠されたこと

物を隠されるという行為は、いじめの定義のなかでも具体的ないじめ行為として挙げられているものでもあり、Aに経済的・精神的な影響を与えるものであるから、本件においても、当該行為はいじめ行為に該当する。

(キ) 慰謝料として10万円を請求されたこと

Aが鍵盤ハーモニカのケースでBの指を挟んでしまったという突発的な事故が発端であったとしても、10万円という高額な金品を要求する行為はAに経済的・心理的影響を与えるもので、Aはこれを苦痛に感じているから、当該行為はいじめに該当する。

(ク) メールでクラスメイトの悪口が送られてきたこと

メールを送られたAが先生に報告しようとしていることからすれば、Aとしてはそもそも他の生徒の悪口を言うことを考えていなかったことがうかがわれるところ、CがAに対し、他のクラスメイトへの悪口に同調することを強要するメールを送っているものと言え、Aに精神的な影響を与えるものであり、Aがこれについて苦痛を感じていることが見受けられるから、当該行為はいじめに該当する。

(2) 4, 5年次

ア 認定した事実

A及び関係者への聴取、関係資料その他本件に関する一切の事情から、以下の事実が認められる。

(ア) 鬼ごっこの際に暴言を吐かれたこと

令和5年7月26日のEへの聞き取り及び令和6年1月29日のBへの聞き取りによると、同人らは鬼ごっこの際Aに対し暴言は吐いていないと回答しているが、Aのメモ及びAの母親作成のメモから、鬼ごっこの際に、B・C・D・E他1名のいずれかがAに対し暴言を吐いたことは認められるが、具体的に誰の発言かを特定することまではできない。

(イ) 4年次のマラソン大会でにやにやしながらちゃかされたこと

令和5年7月14日のCへの聞き取りでは、マラソン大会での出来事は覚えていないとの回答があったが、Aのメモ及びAの母親作成のメモにより、Cがマラソン大会の際、Aに「なんで泣いているの。うける」等と発言したことは認められる。

(ウ) 顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと

Aのメモ及び令和5年7月14日のCへの聞き取り及び同月19日のBへの聞き取りから、5年次にBがAをにらんだ事実が認められる。

イ いじめ該当性

(ア) 鬼ごっこの際に暴言を吐かれたこと

暴言を吐かれたAは精神的苦痛を感じるため、当該行為自体はいじめ行為に該当するものの、行為者の特定はできない。

(イ) 4年次のマラソン大会でにやにやしながらちゃかされたこと

Cの発言は、マラソン大会の結果に落ち込んでいるAにさらに追い打ちをかけるものであり、精神的苦痛を与えるものといえるから、いじめ行為に該当する。

(ウ) 顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと

C及びBの行為は、にらまれたことを認識したAに精神的苦痛を与えるものであり、いじめ行為に該当する。

(3) 6年次

ア 認定した事実

A及び関係者への聴取、関係資料その他本件に関する一切の事情から、以下の事実が認められる。

(ア) 班決めの際にEがクラスメイトの前で「私がやるよ」と発言したこと

Aの訴え及び発言者Eが事実を認めていることから、宿泊学習の班決めの際に、上記発言があったことは認められる。

(イ) 顔をのぞいてやっほーと言われたこと

Aの訴え及び発言者Cが事実を認めていることから、上記行為があったことは認められる。

イ いじめ該当性

上記(ア)(イ)はいずれも当該行為があったこと自体は認められる。

しかし、A本人の聞き取り及びC及びE両名の聞き取りの結果を踏まえても、(ア)がEの善意から出た発言であることを否定することはできないし、(イ)は同級生同士で交わされる一般的な挨拶と明確に区別することは困難であると言わざるをえない。

これらの行為に限定して検討するに、C及びEがAに対し明確に嫌がらせをする目的を有している等、Aを害する意図があったと認めるに足りる事情は認められず、行為自体も直ちに悪質なものとまではいえない。

以上を踏まえると、6年次の各行為については、法の定めるいじめ行為に該当すると認定することは困難である。

(4) 小括

以上のとおり、当委員会としては上記各行為をAに対するいじめ行為と認定する。以下では、本章で認定した各いじめ行為を総じて「本件いじめ」という。

第4章 いじめ行為と重大事態の因果関係

1 Aの精神状態について

Aは、3年次の本件いじめ以降、自宅で、包丁を持ち出して、「包丁で刺せば死ぬのか」と発言したり、自室のAの机の中に「死にたい」と書いたSOSミニレターが入っていたことが確認されており、時期の特定は困難であるが自殺企図が窺われる精神状態であった。

さらに、令和5年6月16日以降は学校へ登校できない状態となったばかりか、「学校」、「宿泊学習」、「Cさん」という言葉を聞くだけで精神的に不安定な状態となり、夜もギャーと叫びながら泣くといった症状があった。

令和6年1月24日付、Aの主治医作成の診断書にも、「学校では同級生との間にあるトラブルにより抑うつや睡眠障害などの徴候が生じています。そのため学校を長期間登校できていません」等の記載がある。

このように、本件いじめによって、Aの心身に重大な被害が生じており、本件が重大事態に該当することは明らかである。

2 いじめ行為との因果関係について

Aは、3年次に受けたいじめ行為の影響だけではなく、当該いじめ行為を当時の担任に伝えても聞き入れてもらえず、担任への不信感を高めてしまったことから、その苦しい思いを打ち明けることができなかつたと考えられる。

この苦しみを一人で抱え込まざるを得なかつたことが、Aの抑うつ状態を高めた大きな要因であったことは否めない。

保護者からの助言によって、Aはいじめ行為から物理的・心理的な距離をとって問題に対処しようと試みてきたが、集団凝集性の高い学校生活においては、当該対応にも限界があったと考えられる。集団から距離をとることによって安全を確保しようとしたわけだが、一方でそれは、集団から孤立してしまうということにもなってしまう、そのようなジレンマもAは抱え続けたようである。いじめ行為だけではなく、このような心理的な孤立や葛藤もAにとってはつらい出来事だったものといえる。

4～5年次にかけては、担任がベテランの女性教員に変わりその配慮もあり、また、クラス替えがあって仲のよい友人ができたりしたこともあって、3年次のつらい気持ちを和らげる機会が増えたようである。そのため、Aは気持ちを持ち直すことができ、Aも学校生活が楽しかったと述べている。

5年になっても担任は変わらず、仲の良い友人とも良好な関係を維持していたため、学校は安心できる居場所としての役割を一定程度果たしていたといえる。そのため、Aの精神症状は小康状態を保っていたが、上記で述べたように、いじめと認定できる行為が消失したわけではなかつた。

6年生への進級に伴う環境の変化をきっかけに、6年生の担任が男性講師に変わり、仲の良い友人ともクラスが変わってしまったこともあって、4、5年次にあった安心・安全の感覚は急速に薄まり、不安が高まっていったものといえる。3年次の担任は若い男性教諭であったが、6年次の担任も若い男性講師に変わったこともあって、これが不安を高めた一要因になっていたと考えられる。また、教室の中に仲の良い友だちがいないことも、3年次の孤立感を思い出させたようである。

このように、不安を緩和する人間関係や居場所を失ったAは、3年次の不信感や孤立感を思い出すことになり、このことは、急速にAの適応状態を悪化させていった。

このような中、宿泊学習の班決めの話合いにおいてAは孤立感をはっきりと自覚するに至り、このことが、自らの命を絶ちたくなるほどの大きなダメージとなってAを苦しめることになった。

以上のように、抑うつ状態の要因となったいじめや学校・担任への不信感といった環境への不安、ストレスが増大し、同級生と打ち解けることも難しくなってしまう、この抑うつ状態が、Aを令和5年6月16日以降の不登校へ至らしめることになったと考えることができる。

第5章 学校と教育委員会の対応について

1 いじめの未然防止、早期発見と対応について

(1) 教職員の実態

令和5年度の本件小学校教職員の平均年齢は41.4歳であった。

30代の教職員が生徒指導主事、20代が6年■の担任という立場を担っているのが現状である。また、令和5年4月に、石岡市内の中学校から転勤した経験が少ない臨時的任用職員に、6学年担任を任せざるをえなかった現状がある。

(2) 未然防止と早期発見

本件小学校では、「令和2年度いじめ防止基本方針」を作成して、教職員に対し研修を行い、職員会議では、生徒指導及びいじめについて報告の時間をとって共通理解を図っていた。

児童に対しては、定期的な学校生活アンケートを実施して、悩み事を把握し、配慮を要する児童に対しては、聞き取り面談を実施し、観察を継続している。また、学校適応感尺度(ASSESS)は児童の学校における適応度を多面的に測定するためのアンケートを実施しているが、学校として児童にどう生かしていたのかは記録されていない。それらの記録は令和4年末に処分されていて残っていないため対応については検証できなかった。

2 いじめの認知と学校の対応について(3年次～5年次)

(1) 児童の実態等(3年次)

本件小学校令和2年度第3学年の児童は、男子24人、女子26人、計50人が在籍していて■学級で編成されていた(令和2年5月1日現在)。

教職員の聴取によると、Aが在籍している3年■は、生活様式に幼稚さが残る男子が目立っていて、女子の人間関係も良くなかったという印象だったという。

ア 鉛筆や消しゴムを返してもらえなかったこと

令和2年4月頃からAは、Bに鉛筆や消しゴムを貸してくれと言われ、貸しても返してくれないことが何度もあった。令和2年7月に、母親が連絡帳で訴えても、「今後、よく見てください」と返答があっただけで、学校は当該行為がいじめであると気づくことはできなかった。また、これらの対応に関する具体的な観察記録は確認できなかった。

当該時点で、担任が、連絡帳の訴えを真摯に受け止め、加害児童とAに丁寧な指導をし、保護者と連携をとって対応することができたら、次のいじめにつながらなかったのではないかと悔やまれる。教職員は常に、児童一人一人の日ごろの様子や、児童間の人間関係などにアンテナを高くして観察していく義務があるが、Aの被害性に着目して、いじめを疑い、評価する視点を欠いていたといえる。

イ 無視されたこと

同年5月頃から、Aは加害児童から無視されたり、9月には、加害グループ内で別の児童を無視するように言われたりした。悩んだAは母親に打ち明け、再び連絡帳で訴えたが、「注視したいと思います」と返答があっただけで、学校は当該行為がいじめであると気づくことはできず、解決には至らなかった。

ウ 係活動をさせられたこと

同年9月には、Aが同意しなかったが、係や当番活動をやらされることがあったが、担任に訴えることもできず、担任も気づくことはなかった。

エ 殴られたこと

同年9月の運動会の日に、AはCから殴られた。Aは細かな状況をメモに残してはいないが、担任等にも訴えることはできず、肉体的にも精神的にも我慢をしていたと考えられる。

オ 首を絞められたこと

同年10月に、Aは、Bに首を絞められた。細かな状況はメモに記載していないが担任に訴えることもできず、Aの周りで気が付いた児童や教師はいなかった。

カ 上履きを隠されたこと

同年11月に、昼休みに上履きを隠されるという事案が発生した。Aの訴えで、担任が昇降口まで行き捜したが見つからなかった。女子2人が、靴探しを手伝ってくれ、一人の女子が階段の踊り場で見つけたと言って、届けてくれた。その後、担任はいじめかもしれないと考え、独断で、学級内でアンケートを実施した後、面談を行い、児童から情報を集めた。EからCが上履きを持っていたという情報を得たが、未解決で終わり、その結果をAの母親に電話連絡をただけであった。未解決に終わってしまったことは、Aと母親にとって更なる不安感を増長させてしまった。

学校としての対応について、担任は3学年主任へ当日の放課後に報告したと述べているが、両人とも、3年前のことで記憶があいまいであり、記録も残っていない。

キ 慰謝料として10万円を請求されたこと

同年9月中旬、Aが、Bの鍵盤ハーモニカに接触し、Bの指がふたに挟まってしまった。BがAに「怪我したから10万円よこせ」と言った。その後、3学年主任と担任がAとBに指導し、お互いに謝罪し合った。担任から双方の保護者に電話連絡したが、「子供がしたことですから…」と説明し、Aの母親はその表現に不信感を募らせた。

当該事案については、令和2年度の生徒指導主事、学年主任、当時の担任が対応し、関係児童は謝罪し、保護者に連絡もしていた。学校としては、解決したという認識であったので、

いじめ事案として報告していない。生徒指導主事が、Aに気持ちを聞いたところ。「大丈夫です」との返答があったという。本件の聞き取りにおいて、Aの真意を察することができなかつたかもしれないと生徒指導主事は振り返った。いじめ被害については教職員と児童との認識に大きな差があることがうかがえる。

ク メールでクラスメイトの悪口が送られてきたこと

令和3年2月、Aは、コンピューター室での授業中に、Cから「Eってバカだよ」と言う内容のメールが送られてきた。担任に訴えたが、反応はなく、「電源を落として」と指示され、送られたメールも消えてしまった。Aは、正義感を持って担任に訴えたがAの言葉に耳を傾けることができなかった。

3学期に、本件小学校では、「学校生活アンケート」（定期的・全児童対象）を実施したところ、Aは「無視される」と回答している。その後、担任がAの教育相談を実施した。「私が話しかけると4人（B・C・D・E）はどこかに行ってしまう」と訴えたので、生徒指導主事と4人にいじめであると指導する。4人がAに謝罪し、Aも「いいよ」と言った。4人は4人だけで話したいから移動したと理由を言っていた。Aの保護者には担任から電話をしたが、加害児童4人の保護者には連絡しなかった。加害児童の保護者への連絡は当然のことであって、家庭でも子どもに注意することができたはずだがその機会を逸してしまった。被害児童保護者からいじめ行為に関する相談が担任に入っていたにもかかわらず、対応や報告などの保護者への連絡に不誠実であったといえる。

例えば、担任の発言の中で「子供がしたことですから…」という言葉は、相談している被害者側にとってみれば、いじめを容認している認識と捉えられても仕方がない。Aの保護者は、担任、学校への不信を感じるとともに、相談したことを後悔し相談したことが間違っていたのかもしれないという気持ちにもなってしまったようである。

相談への初期対応の基本は、相談者に対して先入観や思い込みを持つことなく丁寧に話を聴くことである。Aや保護者の希望として、加害児童から少し距離を置きたいと考えたようだが、担任や学校の対応は、きめ細やかさに欠け、いじめの対応として安易で不適切な対応だったことであるということも指摘したい。

(2) 児童の実態等（4年次、5年次）

本件小学校における令和3年度の第4学年の児童は、男子26人、女子27人、計53人が在籍していて■学級で編成されていた（令和3年5月1日現在）。

担任の聴取によると、Aが在籍していた4年■は、おとなしいグループがあつて、その中にAも所属していた。AはFと仲が良く、Cに対しては苦手意識があつたと印象に残っている。

令和4年度第5学年の児童は、男子29人、女子27人、計56人が在籍していて■学級で編成されていた（令和4年5月1日現在）。

Aの担任は、4年次と変わらず、仲が良かったFと同じ学級になった。

Aは、6学年の学級編成時に参考にするアンケートに、多くの児童名を回答した。そのため5年次の担任は、Aの交友関係が広がったものと感じていた。

ア 4学年のマラソン大会でちゃかされたこと

令和3年11月に実施された校内持久走記録会で、Aは、Cに抜かされ、悔しくて泣いていたところ、「泣いてるの。うける」と、にやにやしながらちゃかされた。

行事中の出来事であり、気付いた児童や教師がいたかどうかは不明である。

イ 顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと

Aは5学年になってから、何度も、BやCからにらまれた。さらに、Cに急に顔を覗き込まれたりすることもあった。本人は、精神的な苦痛を感じていたが、担任には相談せず、我慢していた。

3 いじめの認知と学校の対応について（6年次）

(1) 児童の実態等（6年次）

本件小学校令和5年度第6学年の児童は、男子25人、女子26人、計51人が在籍していて2学級で編成されていた（令和5年5月1日現在）。

教職員の聴取によると、Aが在籍している6年■■■は、外遊びが好きな積極的なグループとAを含めた教室で絵を描くなどおとなしいグループに分かれていてという印象だったという。

ア 宿泊学習の班決め

令和5年6月14日、宿泊学習に向けて、活動班等を決められた際、担任は主体性を尊重して、児童の話し合いによって決めることとしたが、Aは、2人組を作るとき、なかなか相手を決めることができなかった。その時に、Eから「私がやるよ」と声をかけられ、Aは、Eが「私やるからえらいよ」とみんなに主張しているように感じ、とてもつらい気持ちになって泣き出してしまった。担任は教室にいたもののAに対して声をかけたり共感的な対応をしたりすることはできなかった。その様子を見ていた校長がAを校長室に連れて行き、事情を聞いたものの本人の心には響かなかった。

イ 顔を覗いてやっほーと言われたこと

Aは、Cと距離を置きたいと思っていたのだが、時々「やっほー」と声をかけられ、苦痛だったので、無視していた。Cの聴取では、Aについては気になって、声をかけていた。他の友達にも「おはよう・やっほー」と声をかけていると答えている。

(2) 本件いじめ発覚後の学校の対応

令和5年5月24日、母親がいじめ体罰解消サポートセンターに相談し、石岡市教育委員会を經由して本件小学校に一報が入った。

本件小学校は、5月25日にいじめ対策委員会を開き、調査を開始し、5月29日に本件小学校の教職員全員に本件について共有した。8月までに、15回のいじめ対策委員会を開き、8月10日には本件がいじめ重大事態（疑い含む）の可能性があるととらえ、石岡市教育委員会に報告している。

その後、令和5年7月6日に初めて、本件小学校は関係児童からの聴取を開始したが、この段階において、関係児童たちは、3年前の出来事に関する記憶は薄れていたものと認められる。

さらに、同年8月4日に、3年次担任からの聴取が石岡市教育委員会により実施されたものの、同人の記憶も薄れており、3年次担任は、靴隠しの件に関してはおおむね回答していたが、詳細についてはAの保護者からの「3年前にあった事案のメモ」に書かれていたのを見て初めて知ることになったと答えている。

(3) 関係児童への指導

本件の一連のいじめ行為の発端となる事象が起こったのは、Aが小学3年生の令和2年の頃である。しかし、学校側がこの一連のいじめ行為を認知したのはAの保護者からの訴えがあった令和5年5月25日であり、この時、既に3年が経過していた。

そのため、いじめの可能性のある関係児童の言動については、本人のメモ、保護者からのメモに基づく伝聞情報により把握せざるを得なかった。

その後、令和5年10月6日に至って初めて、本委員会がAから直接聴取を実施したが、実施時において、3年次の本件いじめ行為から既に3年以上の時間が経過していた。時間の経過により、Aが各いじめ行為の詳細に関し正確な記憶を保持できなかった可能性も否定できない。

本件小学校では、いじめ行為の認知当初から、石岡市教育委員会と連携しながら対応をしていたが、3年次のいじめに関する記録や資料が残されていなかったため、何度も加害児童の聞き取りや学年児童対象のアンケートが実施された。

令和5年8月7日付で、本件小学校が教育委員会にいじめ重大事態発生報告書を提出した後も、本件小学校では、教職員による加害児童・関係教職員への聴取や面談が実施されたが、学校の経緯報告書等によると、教職員・加害児童とも、3年前の出来事に関する記憶は薄れていたことが認められる。

さらに、本委員会が聴取を行った際の加害児童の言動に照らすと、本件小学校が加害児童に対し行ってきた教育指導では、加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させることは、残念ながらできていなかったと評価せざるを得ない。

(4) 保護者への対応

A及びAの保護者は、本件いじめ行為に関し、学校に対し、当初から、関係児童や3年次担任等へ適切な対応をしてほしいという点を強く希望しており、学校もその意向を把握していた。

しかし、学校側から、上記Aらの意向に対し、見通しを持った対応や納得のできる説明がなされたとは評価できず、Aらの学校対応に対する不信感が募る結果となったといえる。

学校としては、校長をはじめとする組織で、先の見通しを持った対応することが大切であり、相談窓口を校長とするだけでなく、対応体制を組織し、チームで対応することが肝要であった。

(5) 教職員への指導

【いじめ対策委員会・職員会議】 令和5年5月から8月

回	月日	内容と指導	参加者
1	5/25	いじめ対策委員会（Aの様子と経過観察について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・各学年主任
2	5/29	職員会議（伝達・情報共有）	全職員
3	6/1	いじめ対策委員会（不登校）重大事態の可能性→教育委員会報告	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
4	6/14	いじめ対策委員会（宿泊学習にむけて）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
5	6/16	いじめ対策委員会（Aの欠席について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
6	6/20	いじめ対策委員会（宿泊学習に向けて）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・5、6学年主任・6学年担任
7	6/28	いじめ対策委員会（宿泊学習に向けて）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
8	6/30	いじめ対策委員会（Aの保護者の面談について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
9	7/3	いじめ対策委員会（加害児童への聞き取り）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
10	7/7	いじめ対策委員会（加害児童の聞き取り内容の共有）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
11	7/11	いじめ対策委員会（Aのメモについて）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任

12	7/13	いじめ対策委員会（学年集会の持ち方）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
13	7/27	いじめ対策委員会（加害児童の聞き取り内容の共有）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
14	7/31	職員会議（いじめ重大事態について）	全職員
15	8/4	いじめ対策委員会（保護者の面談の内容について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
16	8/7	いじめ対策委員会（いじめ重大事態報告書について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・6学年主任・6学年担任
17	8/21	いじめ対策委員会（いじめ重大事態報告書提出について）	校長、教頭、・教務主任・生徒指導主事・各学年主任
18	8/30	臨時職員集会（第三者委員会について）	全職員

現校長は、令和3年4月1日に本件小学校に赴任した。前校長は、当時、本件について把握していなかったため、現校長に引継ぎがなかった。前・現校長の聴取によると、同人らは本件いじめを未然防止できなかった原因としては、若い教職員の指導力に限界があることと感じているようである。しかし、若い教職員が多いことは、今日的課題であって、そのことを踏まえて、組織を生かした、一人一人の教職員への教育が求められているのである。

本件発覚後、現校長は、Aと直接面談することが多かったが、Aの性格等を考慮すると、学校の組織としては、養護教諭・旧担任等、A本人が心を開き話しやすい教員との面談の場を設定することもできるのではないか。

現教頭は、令和5年4月に本件小学校に赴任している。本件発覚後は、校長・教頭が中心となって対応していた。

本件においても、初期段階として、校長、教頭が他の教職員を動かし、当該事案を解決するための組織体制を整えて対応する必要がある。いじめの訴えを受けたら、情報収集→事実の確認→方針決定→対応経過観察と、具体的な指導をしながら推し進めていかなければならない。

さらに、本委員会の調査にあたり、昨年度以前のいじめに関する記録や資料が、本件小学校には一切残っていなかった。年度ごとにすべて廃棄されていたようである。

例えば、「生徒指導提要(改訂版)」には、いじめの解消要件として2つの要件が示されている。一つ目は被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態がおおよそ3か月継続していること、もう一つは、被害者が心身の苦痛を受けていないこ

とである。したがって、いじめは年度の切り替えをもって解消されるものとはならない。さらに、「生徒指導提要（改訂版）」では、解消に至った状態であっても卒業までは日常的に注意深く見守り続けていくことの大切さが示されている。

また、本件小学校においては、いじめ対策委員会は実施されながらも、固定された教員の中での情報共有が多く、組織体制を整えることや再発防止を見通した具体的な指示・指導がなされた事実は記録上確認できない。

学校は、いじめ防止のため基本方針の策定と見直し、実効性のある組織の構築、未然防止・早期発見・事案対処において適切な対応を行うこととされている。しかし、いじめ対策委員会の開催、いじめへの対応に実効性がある組織にするための日々の組織の見直しや教職員の連携、いじめや人権、教育相談などの職員研修の開催、いじめの未然防止にかかわる教育活動、子ども達の人権意識の育成など適正に行われていたのかなどかなり疑問が残る対応である。いじめアンケートの実施はしていたようではあるが、形骸化してしまっていたようである。

令和5年度の本件小学校のいじめの認知件数は、前年度までの認知件数と比べてかなり増えている。これは、いじめの発生件数が急に増えたということではなく、学校のいじめ問題への日ごろの適切な対応の成果であると考えるのが妥当である。

令和5年度に入ってから、本件小学校では、石岡市教育委員会及び校長のリーダーシップのもと定期的ないじめ対策委員会の開催などの情報共有や組織的な対応、いじめ事案の早期発見と丁寧なきめ細かい対応に尽力している。校長をはじめとする教職員のいじめ問題への危機感や適切な認識のもとで、児童や保護者にとっても安心してSOSが出せる学校への信頼の証でもあるとも言える。

しかし、それと同時に、前年度までのいじめ問題に対しての学校の危機感や認識の甘さといじめ防止対策への不作為を示しているとも言えるのではないだろうか。

いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることが示されている。また、「生徒指導提要」では、いじめを重大事態化させないために、どのようないじめも適切な対応を怠れば、深刻化してしまうという危機意識を職員間で共有したうえで組織的な情報の共有とケースに応じた対応策を検討することを求めている。

最後に、本事案においての不適切な対応の大きな要因に、学校全体として、いじめ問題への危機意識と認識の甘さがあったことを指摘したい。

4 教育委員会の対応について

本件に関し、教育委員会と被害生徒及びその保護者間における連絡や報告は十分行われてきたといえる。また、本件における教育委員会の一連の対応としては、全体として報告・連絡・相談の連携はとれているといえる。

しかし、本件に関し、教育委員会は本件小学校より随時報告と相談を受け、助言を行っていたものであるが、上記のとおり、本件における学校の対応には残念ながら不十分なものであったと言わざるをえない。

したがって、今後は、学校に対し、より具体的な指導・助言をすることが必要と考えられる。教育委員会は、学校が組織的に連携して指導できるよう、パイプ役として支援する必要があり、この点にこそ、教育委員会のリーダーシップが期待されるところである。

第6章 いじめ再発防止に向けた提言

1 学校への提言

(1) いじめ防止に向けた組織体制の見直し

ア 資料の保管

本件いじめは3年前の事案に関する調査が主となっていたが、その当時の資料がほとんど残っておらず、被害児童AおよびAの保護者のメモをもとに関係者に聴取するという形をとらざるを得なかった。Aらのメモがなかったら調査すら難しかったであろう。3年前のことであるため、当然関係者の記憶はあいまいになっていた。

関係児童に対しては、繰り返し学校による聞き取り調査が行われていたこともあって、児童の記憶がゆがめられている可能性もあり、証言の信頼性を担保できているのかいささか不安が残ることとなった。

本件いじめに関しては、Aと加害児童の双方が記憶していた案件に関しては特定できたが、それ以外の案件に関してはあいまいになってしまっている。せめて生徒指導に関する会議資料やいじめに関するアンケートの記録が残っていれば、もう少し明確にできたのではないかと考える。

学校では新年度になるたびに記録を廃棄していたということであるが、今回のように、過去の出来事が論争になり得ることを踏まえて、記録は児童生徒が卒業後したあと数年間は残しておくなどの取り決めが必要になるだろう。これに関しては、教育委員会と協議のうえ進めていくべきことである。

イ 情報の共有と組織的対応の重要性

言うまでもなく、現在の学校は教員間での情報共有がますます欠かせないことになっている。本件小学校では、令和2年当時から週に1度の生徒指導情報交換会が定期的になされて情報共有の機会を設けていたが、Aの靴隠し事案は、当時の担任が対応しただけで組織としての対応が抜けてしまった。その日のうちに靴は見つかり、担任はAの保護者に電話連絡をして事情を説明しているが、短時間で靴が見つかったこともあって、事態を軽く見てしまったことがAおよびAの保護者に不信感を抱かせたようである。結局誰が何の目的で靴を隠したのかということ特定できなかつたことが、Aの学校不信を募らせていったと考えられる。

一方、「10万円持ってこい」という事案をいじめとして特定できたのは、当時の校長が生徒指導主事や学年主任に対して、「それは恐喝だよと指導するように」と指示を出し組織的に対応していたからだと考える。また、そのような指導があったからこそBもこの件に関しては覚えていたといえる。情報を共有して素早く組織的に対応することの重要性を改めて指摘できる。

ウ 若手教員の支援体制の充実

Aが3年次そして6年次の担任は、教員としての経験年数が比較的少なく、授業等の日常業務を遂行するだけで精一杯だったようである。そして、そのことを十分に踏まえたうえで管理職はこれらの教員の指導を行ってきたということである。

しかし、管理職がすべての教育活動を漏らさず把握することはできるものではない。今回の靴隠し事案のように、すぐに靴が見つかったということによって、結果的に担任が一人で対応してしまっていた、というケースも出てくるであろう。若手教員も増えていることから、組織的対応を具体的に進めていくことが何よりの再発防止になるはずである。

表1は「生徒指導提要（改訂版）」で示された、いじめ対策組織の5つの機能をまとめたものである。学校では、「意思決定機能」が注目され、この充実は図られていると思われるが、若手教員が増加している現在、「計画機能」と「窓口機能」も予防的な機能として注目すべきである。

表1 いじめ対策組織の役割

機能	特徴
計画機能	学校のいじめ防止基本方針に基づいて、いじめアンケートの実施や教育相談週間の設定、校内研修の企画などの計画を立案し、実行する。
窓口機能	児童生徒からの訴えというよりも、個々の教職員が察知した些細な兆候や懸念を集約する窓口機能。これによって、児童生徒からの訴えを教職員が一人で抱え込んだり、一人で判断したりするリスクを低減できる。
意思決定機能	いじめが発生した時に緊急会議を開催し、情報の迅速な共有や指導・支援体制を構築して、保護者と連携しながら対応を主導する。
評価機能	学校のいじめ防止基本方針や立案した計画に即して、組織が適切に機能しているかを点検し、PDCAサイクルで検証を行う。
調査機能	いじめの重大事態が発生した場合の調査を行う。

生徒指導提要改訂版 p127 より

まず、計画機能であるが、これは、あらかじめアンケートの実施日を決めて定期的に実施したり、校内研修を定期的に企画したりすることによって、いじめ問題を把握する仕組みを作るということである。いじめを把握することだけでなく、これによっていじめ問題に対する意識を持続的に高めておくことも期待できる。

二つ目は、窓口機能である。いじめの疑いを察知した時に、どこに情報を集約すればよいのかということを確認しておくことである。これは、単にマニュアルを作っておくということでは意味がなく、いじめ対策組織が日常的に動いている姿を教職員に頻繁に見せてお

き、何かあったらどこに連絡すればよいのかを知らせ、また校内で起こっているいじめ案件を周知しつつ、どのようなことでも情報を寄せてほしいと呼びかけておくことである。若手教員はどのような情報を共有すればよいのか、どのように共有すればいいのか、ということが分からないことも多いため、どのようなことが共有されているのかを示し続けることも有益であり、このような取り組みは継続的に行うことが必要であろう。

エ 記録の取り方の研修

本件いじめを調査するうえでは、記録が保管されていないことが問題となったが、たとえ記録が残っていたとしても、それが調査に耐えうるような記録になっていたかどうかは分からない。記録の取り方についてもある程度のフォーマットを作っておく必要があるだろう。

教育の現場では、日々様々なことが起こっており、何がいじめとして立ち現れてくるのかは分からないのが現状である。だからといって、すべてのことを記録することなどできることではない。そこで、少なくとも生徒指導部会等で議題となるような事案に関する記録は、時間が経過したとしても調査に耐えうるようなものになっていることが望ましい。

例えば、靴隠し事案を例にとるならば、靴が発見されるまでの時間的経過を時系列に沿って記録に残しておく必要があっただろう。どこでどのように靴が見つかったのかということについても詳細を把握しておく必要があっただろう。発見現場などは、そのまま写真に撮るなどして保管しておくことも重要である。今回の事案では、靴を発見した児童を発見現場に立ち合わせ、靴をどこで見つけたのか、どのように見つけたのか、近くには誰かいなかったかなどの詳細を明確にしておく必要があっただろう。そしてそれを文書化して記録しておくべきであった。

いじめの案件に関しては、いつ（時間）、どこで（場所）、だれが（主体）、だれに（客体）、何を（行動）、なぜ（理由）、どのように（方法・手段）おこなったのか、といった内容が分かるようにしておく必要がある。関係児童生徒への聞き取りを行う際にもこのポイントを押さえ、また会議の場でもこのようなポイントを押さえた情報を共有することが有益な指導にもつながり再発防止に資するであろう。

（２）いじめ防止対策に関する共通理解の必要性

現在の学校では、いじめ防止に関する基本方針をホームページなどで公開すること、さらに年度当初や入学時には、児童生徒や保護者に対してその取り組みを必ず説明することになっている。この説明の仕方も、より現実に即した具体的なものになるよう、工夫することが求められる。

現在のいじめの定義は非常に広くなっており、これまでの常識ではとてもいじめとは呼べないような現象もいじめとして括られてしまう可能性がある。冗談のような話であるが、ある人を好きになり、ラブレターを手渡したところ、それを受け取った側が苦痛を感じてい

るならば、それでいじめが成立してしまうのが現代のいじめの定義である。ラブレターを手渡した側が加害者、受け取って苦痛を感じている側が被害者である。いじめ防止対策推進法が、こうまでしていじめの定義を広げ幅広い現象に網をかけている理由は、いじめを必ず見つけ出し、いじめを根絶したいという強い願いがその背景にあるからだと考えられる。

しかし、このことが意味するのは、わが子がいつの間にかいじめの加害者として認定されてしまう可能性も非常に高くなっているということである。わが子がいじめの被害者になることを恐れる保護者は多いだろうが、加害者になり得ることに注意を払うよう求める必要がある。

学校がいじめとして取り扱っている事実が、関係児童の保護者にとっては、いじめではなくどこにでもある些細なトラブルに見えてしまうことも少なくない。先に挙げたラブレターの例のように、トラブルとさえ見えない出来事もいじめとして取り上げられる可能性がある。そのような現実の中で、学校でのいじめ対策が行われていることを保護者や地域に理解してもらい、いじめというものへの理解と感度を高めてもらうことも必要になるだろう。学校だけでなく保護者や地域と連携していじめ防止対策に動くためには、今後、このような理解と感度を共有しておくことが求められるだろう。

2 教育委員会への提言

(1) 資料の保管についての取り決め

先にも述べた通り、調査をするにあたって、本件いじめの最大の問題点は、アンケートや会議資料がほとんど残っていなかったことにある。記録がないという事態が再発しないように、教育委員会主導で検討し、児童生徒が卒業するまでの数年間は記録を保存しておくことなどを決めて周知することが必要になるだろう。

(2) 特定事案に関する相談の取扱いについて

本件いじめの被害者側保護者は、被害児童が6年生（令和5年）の時にスクールカウンセラーに相談を申し込んだが、スクールカウンセラーの体調不良で実施されなかった。この時は、他の相談窓口を複数伝えたようであるが、そのままになっていたようである。また、その前年にも、保護者は市の電話相談を利用して、本件いじめに関する内容を相談していたことが分かっている。この時は、学校には報告しないでほしいという保護者の要望によって、相談内容を学校には報告しなかった。しかし、上記経緯からも分かるように、AやAの保護者は長期間にわたって本件いじめに苦しみ、取り得る限りの手段を取ろうと模索していた。

たしかに相談内容を相談者の要望を無視して他機関と共有することはできない。しかし、自傷他害やいじめに関する情報など特定の案件に関しては、情報を共有することや集団守秘義務の範囲として取り扱うなどの取り決めを作っておくことも必要であろう。どの範囲までの情報を共有するかは、あらかじめホームページなどで知らせておく必要もある。いじ

めを訴えるということは、訴える側にも勇気が求められる。たとえ訴え出たとしても、次の瞬間には「誰にも知らせないでほしい」、「まだ大丈夫」という気持ちになることもある。そして、いじめの対応が後手に回ってしまうのは、この言葉をそのまま受け取ってしまうことによることが多い。この分岐点での判断は非常に難しいものである。そのため、相談員の専門性を高めるとともに、特定案件に関しては情報を共有するといった基本方針を掲げておいた方が、早期発見、早期対応を作り出すためには必要であろう。

(3) 継続した支援体制の確立

本件はこの調査報告の終了をもって終わるものではない。A および A の保護者らはいまだに苦しんでいる。学校は次々と起こる事態に対応しており、異動などで教職員の入れ替わりも少なくないため、過去に発生した事象に対しては、対応がおろそかになってしまい、本件いじめが忘れ去られてしまう可能性も危惧される。

本件いじめの場合、被害児童および加害児童が進学するというタイミングであるため、被害児童の支援については、しっかりと引継ぎ、再発を防止していただきたい。

A の進学先の中学校には、その後の指導状況を随時報告させ、A の家庭との連携を絶やさず、本件いじめを風化させることのないようにせねばならない。

あとがき

いじめは、重大な人権侵害であり、被害者の人生に重大な影響を及ぼすものです。

時間の経過とともに、本件を風化させてしまうことがあってはなりません。

本件の関係者は、可能な限り A さんや A さんのご家族のつらさや苦しさを理解し、決して忘れないでいただきたい。

今後、同様のいじめが繰り返されることのないよう、本件小学校における、いじめへの真剣な取り組みに心から期待するとともに、本報告書がいじめ防止の一助となることを願ってやみません。

令和 6 年 5 月

石岡市いじめ問題対策委員会